

公安委員会 説明資料 No. 1	警察職員等の特別派遣について	令和7年3月6日 警 備 部
議題事項		
徳島県公安委員会から援助の要求があったので、これを受理して警察職員等を特別派遣するもの		
1 派遣目的 「とくしまマラソン2025」雑踏警備に従事するため 2 派遣員 警察職員等 3 派遣期間 令和7年3月23日（日） 4 援助要求 警察法第60条第1項の規定により、徳島県公安委員会から援助の要求があったもの		

公安委員会 説明資料No. 2	令和7年2月県議会定例会追加議案の概要について	令和7年3月6日 警務部
--------------------	-------------------------	-----------------

報告事項

令和7年2月県議会定例会において、令和6年度補正予算議案を追加提案する。

1 議案の概要

- (1) 予算議案 補正予算1件
- (2) 予算外議案 なし

2 予算議案の内訳

(1) 歳出

ア 内訳

区 分	現計予算額	2月補正額	補正後予算額
令和6年度	264億3,324万円	△4億1,240万円	260億2,084万円
令和5年度	260億1,308万円	△4億6,406万円	255億4,902万円
増 減	+4億2,016万円	+5,166万円	+4億7,182万円

イ 主な理由

- 給料、職員手当等給与費の減額（国費超勤を含む） △2億4,592万円
- 情報管理システム修正費の減額 △1億1,500万円
- 航空隊運営管理費の増額 +1億2,769万円
- 交通安全施設整備事業費の減額 △8,049万円
- 運転免許費の減額 △3,729万円

ウ 令和7年度への繰越し

- 警察施設整備事業 8,556万円
- 交番・駐在所整備事業 5,100万円
- 交通安全施設整備事業 5,190万円
- 合 計 1億8,846万円

(2) 歳入

△4億1,240万円

【内訳】

- 特定財源（使用料及び手数料、国庫補助金、県債等） △5,380万円
- 一般財源 △3億5,860万円

3 今後の予定

2月県議会定例会に追加議案として上程後、総務委員会において審議

公安委員会 説明資料 No. 3	令和7年度監察実施計画について	令和7年3月6日 警 務 部
---------------------	-----------------	-------------------

報告事項

監察に関する香川県公安委員会への報告に関する規則に基づき、令和7年度監察実施計画を作成したので報告する。

1 監察の時期

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間

2 実施者

本部長

3 監察の種別

業務監察及び服務監察

4 監察の実施項目・細目

項目 種別	監 察 項 目 ・ 細 目（通年）		対象所属
業 務	警 務 部	行政文書の適正な管理状況 ・ 行政文書の適切な作成 ・ 文書の整理及び保管状況 ・ 指導教養の実施状況 情報セキュリティ対策の推進状況 ・ 警察情報システムの管理・運用状況 ・ 管理対象情報の管理状況	全警察署 警察本部 関係所属
	生活安全部	適正な保護業務の推進状況 ・ 保護業務の推進状況 ・ 教養、訓練の実施状況	
	地 域 課	地域警察における的確な業務管理及び安全対策の推進状況 ・ 基本的勤務規律の確立及び効果的な地域警察活動の推進状況 ・ 現場執行力の強化及び各種事故防止に向けた指導教養状況 ・ 捜査資料を含めた文書、情報の適正な管理状況 ・ 装備品・給貸与品等の適正な運用と保管管理状況	
	刑 事 部	証拠物件の適正な取扱い及び保管・管理状況 ・ 証拠物件の適正な取扱いと保管・管理状況 ・ 指導教養の実施状況	
	交 通 部	適正な事件捜査及び交通違反取締りの推進状況 ・ 交通事故事件捜査の業務管理状況 ・ 証拠品、捜査資料等の保管管理状況 ・ 交通関係保存文書の保管管理状況 ・ 交通指導取締りに係る実践的な教養の実施状況	
	警 備 部	テロ等重大事案の未然防止に向けた取組状況 ・ テロ等未然防止に資する情報収集及び対策状況 ・ 諸情勢に的確に対応した警護の推進状況	
服 務 （術科）	非違事案防止対策の推進及び各種事故防止対策の取組状況		全 所 属
	職員の指導・支援の実施状況		
	ハラスメント防止対策の推進状況		
	通常点検、術科訓練（半期毎に6署実施）		全警察署

公安委員会 説明資料 No. 4	令和6年度第5回公安委員会の交通規制 (専決分)の実施について	令和7年3月6日 交通部
---------------------	------------------------------------	-----------------

報告事項

公安委員会の交通規制（専決分）については、

○ 幹線道路における横断者の安全対策

○ 持続可能な交通規制の推進に基づく安全対策（信号機や横断歩道の廃止）

等、合計 55 か所（区間）を実施する。

1 交通規制の総括

(1) 交通規制の新設・廃止等〔合計 55 か所（区間）〕

規 制 種 別	新設	変更	廃止	規 制 種 別	新設	変更	廃止
信 号 機	1	0	2	一 方 通 行	0	2	0
一 時 停 止	2	0	0	特例特定小型原付・普通自動車歩道通行可	0	1	0
横 断 歩 道	4	2	6	一般原付小回り右折	0	0	1
自 転 車 横 断 帯	0	2	1 5	二 段 停 止 線	0	1	8
車 両 通 行 帯	0	1	0	中 央 線 変 移	0	0	1
進 路 変 更 禁 止	0	0	1	駐 車 可	0	1	0
進行方向別通行区分	0	0	1	駐 車 方 法 指 定	0	1	0
踏 切 停 止 線	1	0	0	停 止 禁 止 部 分	0	0	1

(2) 住居表示等の変更

信号機設置箇所等 4 箇所

2 主な交通規制

(1) 幹線道路における横断者の安全対策（押しボタン式信号機の新設等）

仲多度郡多度津町

(2) 持続可能な交通規制の推進に基づく安全対策（信号機や横断歩道の廃止）

高松市六条町、綾歌郡綾川町等